

<令和6年度>

那覇市立那覇小学校いじめ防止対策基本方針

令和4年度 3月策定
那覇市立那覇小学校

1 本校の基本方針

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条に基づき、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為も含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)代1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行うもの(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

第13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

第23条（いじめに対する措置）

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の

適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

(2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。



(3) いじめを防止するための基本方針

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

本校のいじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を計画し、展開することである。「いじめは、人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に認識させるとともに、職員自ら「いじめを許さない、見逃さない。」という自覚をもつ。また、保護者や地域に伝えていくことも必要である。いじめが生じた場合は、いじめられている児童に非はないという認識に立ち、心の傷が回復できるようにケアしていく。すべての児童に「いじめをしない。」「いじめに加わらない。」等、いじめが心身に及ぼす影響が深刻なことを認識させるとともに、いじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

2 学校の現状

平成26年4月、前島小学校と久茂地小学校が統合し、新生那覇小学校が開校した。子どもたち同士は素直で仲が良く、学校行事、地域行事、各スポーツ大会等に積極的に参加する。児童数約450名前後の中規模校である。保護者も協力的で、PTA活動やその他の教育活動も熱心である。

学校内では、「人権の日」にいじめに関するアンケートを実施、児童の様子を把握し教育相談を実施している。また毎月1回、児童理解部会を定期的に開催している。管理職、各学年生徒指導担当、教育相談担当、人権教育担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、教育相談員、寄り添い支援員が参加し、各学年の子どもたちの学校生活状況、欠席や遅刻、不登校、いじめに関する情報を共有し、問題解決に向けて取り組んでいる。令和4年度はいじめの認知件数は16件、解消した件数13件である。未解消の事案は3件であり、3件はいじめ発覚から3ヶ月未満のため、担任による様子見判断のため未解消となっている。

3 いじめの防止等の指導体制・組織的な対応

(1) 日常的な指導体制

① 教職員による指導について

- (ア) 児童理解（生徒指導）に関する部会の開催と情報共有の場の設定及び児童への指導
- (イ) いじめを見逃さない体制の確立と児童への周知
- (ウ) 「わかる授業」「参加する授業」の実践
- (エ) 学校経営、学年・学級経営を軸に児童の居場所づくり、絆づくり
- (オ) キャリア教育の視点をあてた教科・道徳・特別活動の指導と社会体験や奉仕活動等の推進

- (カ) 中学校区行事(那覇中学校区陸上大会) 地域行事(那覇祭り等)の参加の奨励
(キ) 学校行事, 児童会活動による異学年交流の推進(運動会, 仲よし交流会等)

② 児童理解(生徒指導)部の体制

毎月一回, 児童理解(生徒指導)部会を開催し, 各学年の園児及び児童の状況報告を共有する。「いじめ問題」「不登校」「問題行動」等が発覚した場合は, アセスメントシートを活用し解決策を話し合いうとともに, 関係機関とも連携して対処する。また, その情報は, 職員会議等で児童理解(生徒指導)部会担当が報告し, 学校全体で共有する。

(2) 未然防止

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ① 学習規律・生活規律のある学年, 学級経営 | 生徒指導3つのポイント
・自己存在感・自己有用感を与える
・共感的人間関係を育成する
・自己決定の場を与える |
| ② 人権教育の推進 | |
| ③ 「わかる授業」「参加する授業」の授業改善 | |
| ④ 道徳教育の推進 | |
| ⑤ 特別活動による学級づくり | |
| ⑥ ネットを介した事件・事故防止に向けての取り組み | |
| ⑦ 非行防止教室の実施 | |
| ⑧ いじめに関する研修会の実施 | |
| ⑨ 保護者への啓発 | |
| ⑩ 児童理解(生徒指導)部会の開催と職員間の情報共有 | |
| ⑪ 教育相談員, 寄り添い支援員, アシスト相談員, 学校SCとの意見交換 | |

(3) 早期発見

- ① 教師は, 常に子どもの言動, 表情, 行動, 出席状況等の把握に努め, アンテナを広げ, 児童の変容を見逃さない。
- (ア) 児童観察, 毎月のアンケートの実施
アンケートの実施方法…毎月一日(人権の日)に各学級記名式で実施。
- (イ) 年2回(5月・11月)の教育相談週間の実施
- (ウ) 相談機関と連携した教育相談の推進
主な相談機関…学校SC, 教育相談支援員, 寄り添い支援員等
- (エ) こ小中間の連携
- (オ) 家庭との連携
- (カ) 地域との情報交換(校区夜間街頭指導等)
- ② いじめの兆候を見逃さない姿勢
- (ア) 登校を渋り・欠席が多くなる状況(理由なし欠席等)
- (イ) 物隠し, 机の落書き等
- (ウ) 集団によるからかい
- (エ) 一人になることが多い
- (オ) 特定の子を周囲が避ける行動

(4) 早期対応

いじめの兆候が見られた又は重大ないじめがあった場合、速やかな状況把握と職員間の報告を行う。

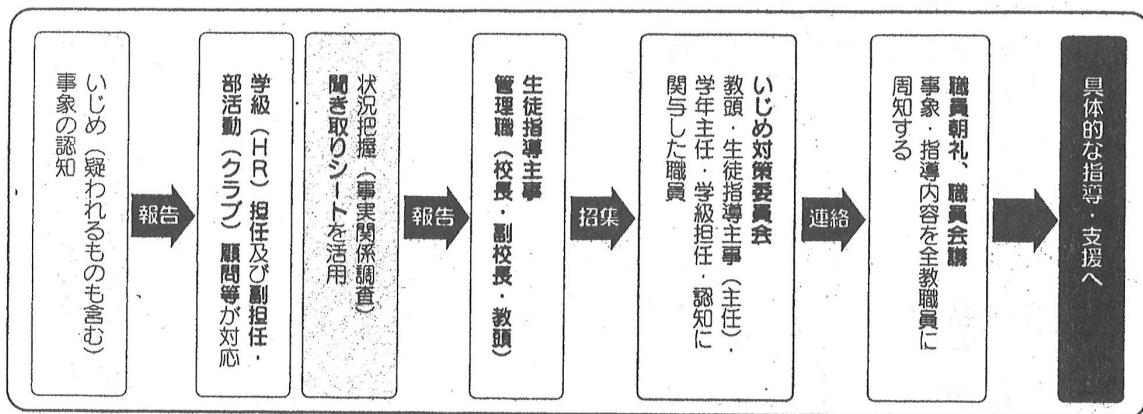
- ① いじめられている本人や周りから聞き取りをし、状況を把握する。
(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等を明確にする。)
- ② いじめに発展しない指導を行う。(個別、学級、学年等)
- ③ 学年間の職員(担任・学年主任)への連絡と教頭、校長への事実報告を行う。
- ④ いじめの内容や状況等について、記録の作成と保存を徹底する。
- ⑤ 重大ないじめの場合、校長、教頭の判断を仰ぎ、緊急に児童理解部会(いじめ防止対策委員会も含める)又は職員集会を開き、現況を報告する。

(5) ネット上でのいじめ事前防止と対応

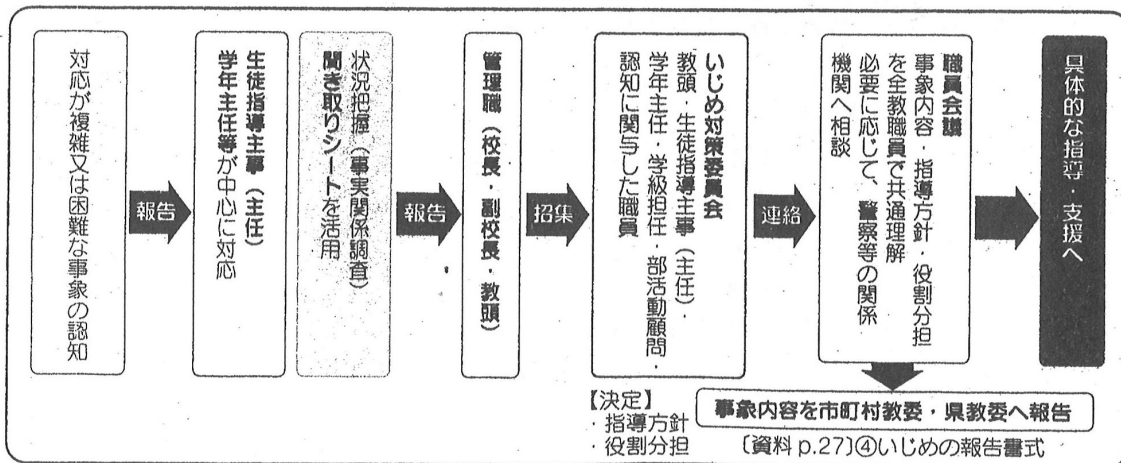
- ① 情報モラル教育を通して、メール、ライン等の送受信についてマナー指導を行う。

(6) いじめを解決するための対応の手順

- ① 学校内での解決を目指す比較的軽度な事象



- ② 学校内での解決を目指す、対応が複雑又は困難な事象

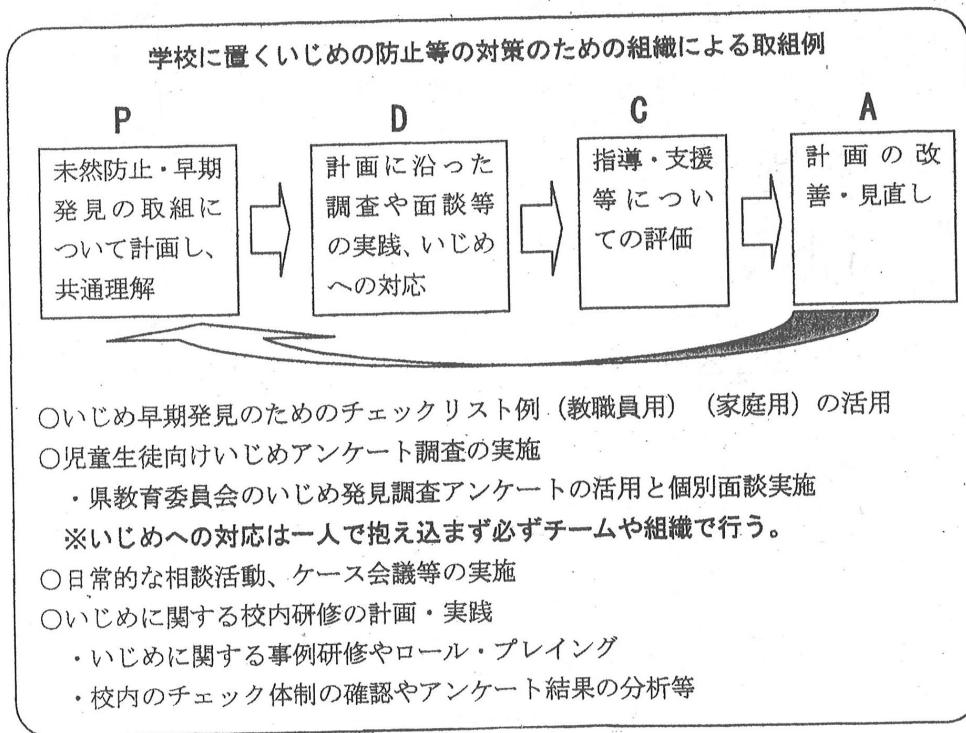


(7) 指導計画

月	取り組み内容	行事関係
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導（児童理解）の方針について ・那覇小学校いじめ防止対策基本方針の確認 ・児童理解部会，いじめ防止対策委員会の位置づけについて ・児童理解部会（児童の情報交換） ・職員会議，児童理解部会の報告と情報共有 ・個人面談による情報交換 ・那覇中校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	個人面談 (情報交換)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権アンケート実施 ・児童理解部会（各学年の現状報告） ・職員会議，児童理解部会の報告と情報共有 ・那覇中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） ・教育相談の実施 ・いじめ防止対策校内研修 ・那覇警察署職員による「非行防止教室①」 	春の遠足 (仲間作り) 一年生を 迎える会 (異学年交流) 教育相談
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権アンケート実施 ・児童理解部会（各学年の現状報告） ・職員会議，児童理解部会の報告と情報共有 ・那覇中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	平和旬間 自然教室 (絆作り)
7月 8月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権アンケート実施 ・児童理解部会（児童の情報交換） ・職員会議，児童理解部会の報告と情報共有 ・那覇中校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） ・交通安全教室（自転車の乗り方）・生活朝会(夏休みの過ごし方) ・保護者会による情報交換 	修学旅行 (絆作り) 保護者会 (情報交換)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権アンケート実施 ・児童理解部会（各学年の現状報告） ・職員会議，児童理解部会の報告と情報共有 ・那覇中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） ・小中一貫共通実践「やさしさ運動」の実施 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権アンケート実施 ・児童理解部会（各学年の現状報告） ・児童理解部の報告と情報共有(一学期) ・那覇中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権アンケート実施 ・児童理解部会（児童の情報交換） ・職員会議，児童理解部会の報告と情報共有 ・那覇中校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） ・教員相談の実施 	運動会 (居場所作り) (絆作り) 教育相談 (居場所作り)

12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権アンケート実施 ・児童理解部会（各学年の現状報告） ・職員会議，児童理解部会の報告と情報共有 ・那覇中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） ・保護者会による情報交換 ・生活朝会（冬休みの過ごし方） 	学級保護者会 (情報交換)
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権アンケート実施 ・児童理解部会（各学年の現状報告） ・職員会議，児童理解部会の報告と情報共有 ・那覇中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	学習発表会
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権アンケート実施 ・児童理解部会（各学年の現状報告） ・職員会議，児童理解部会の報告と情報共有 ・那覇中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権アンケート実施 ・児童理解部会（各学年の現状報告） ・職員会議，児童理解部会の報告と情報共有 ・那覇中学校校区夜間街頭による児童生徒の報告（担当） ・生活朝会（春休みの過ごし方） 	卒業を祝う会 (異学年交流)

(8) 学校に置くいじめの防止等の対策のための組織による取り組み例



※ PDCA サイクルは学期毎に実施する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめによる重大事態は、いじめ防止推進法第28条に示されたことをいう。

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(児童の自殺、身体の重大な傷害、金品等の重大な被害、精神疾患等)
- ② 児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (いじめにより学校を年間30日欠席する等)

(2) 重大事態への発生と対応

いじめ防止推進法第30条 (公立の学校に係る対処)

地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) 第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

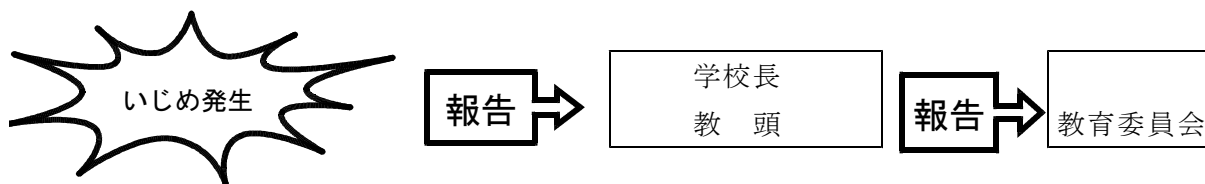
5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第34条 (学校評価における留意事項)

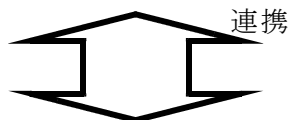
学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

- ① 重大事態が発生した場合は、学校長の指揮監督の下、迅速・正確に事実確認をし、被害を受けた児童及びその保護者に対して、必要な情報を提供する。
- ② 重大事態が発生した場合は、学校長の判断の下、那覇市教育委員会に速やかに連絡し、指示を仰ぐ。必要に応じて、専門機関や警察、関係機関の支援を要する。
- ③ 重大事態が発生した場合、緊急職員会議を開き、対応について共通理解を図り、児童・保護者に対するプライバシーへの配慮をする。
- ④ 情報発信は慎重に取り扱い、一本化とする。

(3) いじめ対応の流れ

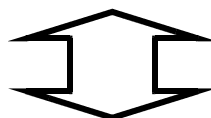


初期対応（担任・他職員）
1 事実関係の把握と確認 （1）いじめの行為を発見した場合はやめさせる。 （2）関係児童からの聞き取り （3）児童，職員，保護者，地域住民からの情報



保護者
1 被害者児童と加害者児童の保護者へ事実関係を報告する。 2 学校との連携方法

【校内いじめ防止対策委員会】
1 具体的な事実関係報告 2 初期対応のアドバイス 3 指導体制・連携体制 4 関係機関との連携を図る

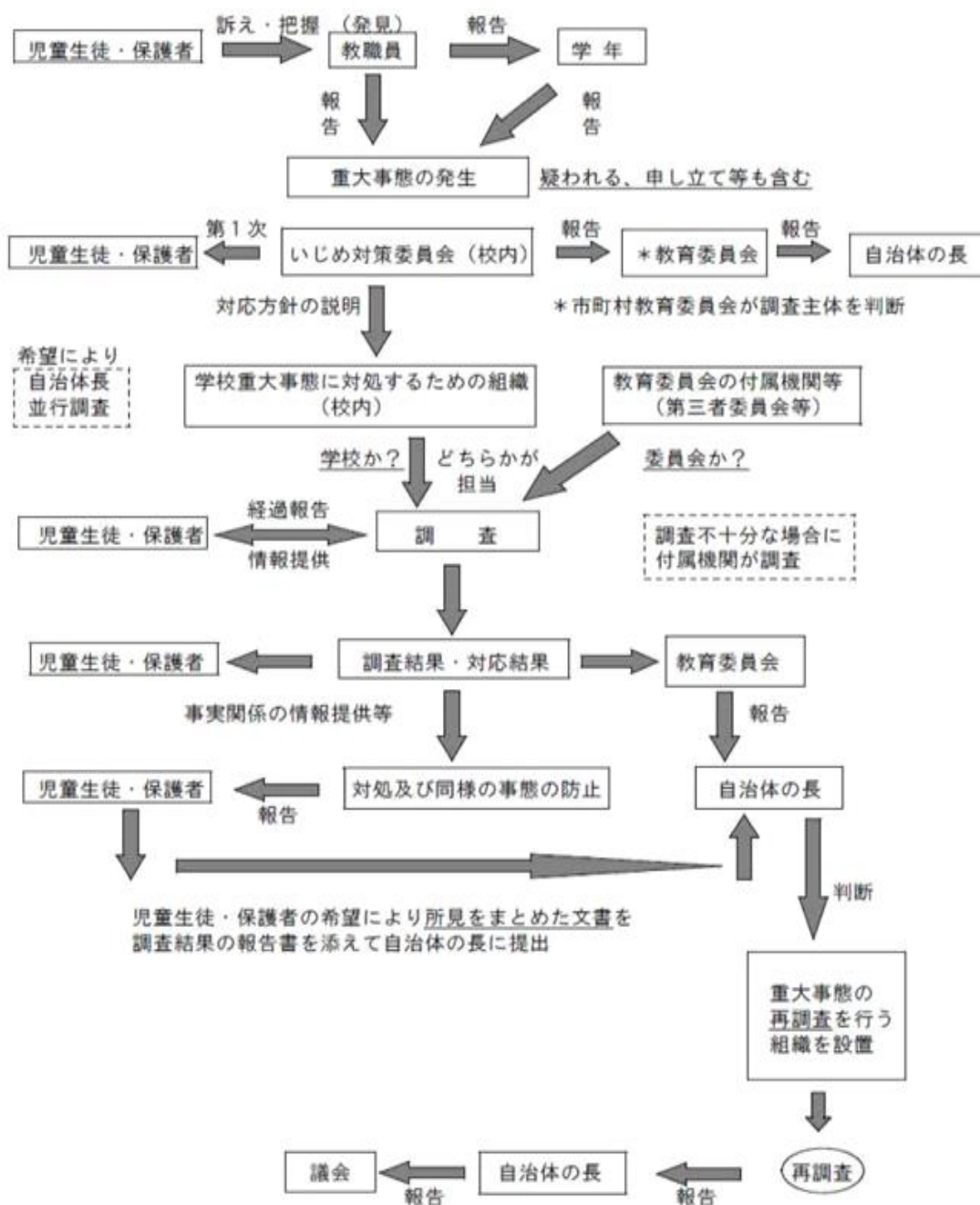


関係機関（警察署・児童相談所・民生委員等）

連携

【重大事態発生時の対応】

「沖縄県いじめ対応マニュアル」より



※「再調査」を行う場合、首長で第三者委員会を設立し、学校（いじめ対策委員会）と教育委員会（第三者委員会）の調査結果の調査に限定される。